

## CQ III E-2' 自動車運転免許についてアドバイスする点は何か

**推奨** 道路交通法に基づいて運転の可否を説明する (**該当なし**)。

**解説・エビデンス** 2002年に施行された改正道路交通法では、認知症者と診断されれば、自動車運転免許の取り消し、ないし、停止が定められている。また、2009年6月より、75歳以上の免許更新時に講習予備検査(認知機能検査)が義務づけられた。この検査で低成績者(第1分類)と判定され、所定の期間内に信号無視や一時不停止などの違反行為があった場合、臨時適性検査を経て認知症と診断されれば、免許停止、もしくは取り消しとなる。この場合、免許停止あるいは取り消しの適否の判断は公安委員会が行うものであって、認知症と診断した医師が行うものではない。しかし、病識が低下している認知症者の自動車運転を中止させることには困難を伴う場合が多く、医師としてアドバイスを求められることがある。厚生労働省の研究班により認知症高齢者の自動車運転に関する“家族介護者のための支援マニュアル”<sup>1)</sup>が作成されている。

認知症と診断した場合、運転の有無をチェックし、運転している場合にはCQ III E-1(標準版CQ 3E-1)のデータを用いて認知症者の事故率が高くなることを示し、免許停止、もしくは取り消しとなることを説明する。そして、何よりも本人と社会の安全を確保する立場から、できるだけ速やかに運転を中止するようにアドバイスする。しかし、医師はあくまで助言者であり、本人が中止を拒否する場合や家族の意見がまとまらない場合は、警察や免許センターへの相談を勧め、最終的には公安委員会の判断に委ねる。

同時に、運転中止後に認知症者や家族の社会生活の範囲が狭まらないように代替りの移動手段を見つけておくことや、運転することが認知症者の生き甲斐や趣味になっている場合は、運転に代わる楽しみや生き甲斐となる活動を探してみるようにアドバイスする。

なお、自動車運転中止についてアドバイスした内容は、必ず診療録に記載しておく。

VII DLB	VIII FTD	IX PSP	X CBD	XI HD	XII プリオン病	3
III章 認知症の治療原則と選択肢 E. 医学的管理のありかた						

## 文献

- 1) 平成 19-21 年度厚生労働科学研究費補助金(認知症対策総合研究事業)「認知症高齢者の自動車運転に対する社会支援のあり方に関する検討」研究班(研究代表者 荒井由美子)：認知症高齢者の自動車運転を考える 家族介護者のための支援マニュアル 認知症高齢者の安全と安心のために. <http://www.ncgg.go.jp/departement/dgp/index-dgp-j.htm>